

宋代都市の下層民とその分布

山崎 覚 士

〔抄 録〕

本稿は宋代都市における下層民を中心とした人口構成と、その都市内分布を考察した。そのために、従来十全に活用されなかった下層民に対する救済措置である賑濟に関する史料をより詳細に分析し、賑濟時における都市下層民の等級を明らかにした。その結果をふまえて明州城における都市下層民の人口割合をおよそ6割と概算した。さらに明州城内における下層民の分布状況を考察した。資産を有さない無産下層民は明州城の繁華な区域には比較的少なく、むしろ月湖をたたえる西南区域に多かった。また零細な資産を有する微産下層民は城外区域に多かった。むしろ城外区域の発展は、そうした微産下層民の集住を起因とした。以上のような分析はこれまでの中国都市史研究に新たな成果をもたらすものである。

キーワード 都市下層民、賑濟、人口構成、明州

はじめに

これまで宋代都市に関する研究は、経済的・商業的側面や税制、社会救済制度などを中心に明らかにされてきた。また近年では、都市と軍事の関係も取り上げられるようになり、宋代都市は多くの部分が解明されつつある。しかしながら、まだ解明されていない課題も残っている。

本稿で取り上げようとするのは、そのうち都市市民の階層構成—とりわけ下層民の割合—と、その都市空間内での分布状況である。宋代においては、黄河氾濫をはじめとする自然災害や戦災、それに起因する凶作などによって、郷村社会の農民が流民化することが度々あり、彼らの多くは都市に流入した⁽¹⁾。また国家の土地政策として、流民化によって所有者を失った土地の所有権は、宋初から天聖初年まで三～五年のうちに、天聖四年(1026)以後は十年のうちに失効された⁽²⁾から、土地を失う流民が制度的に排出され続けることにもなる。さらに、宋初の五等戸制に基づく職役制度の施行によって、郷村秩序の担い手である上等戸が破綻した⁽³⁾ために、当時の郷村社会が流民化した下層民を受け入れることが難しかった。このようにして郷村を出て都市に流入する流民、とくに下層民の問題が社会的に無視できなくなり、その対応策として救済制度の整備が進められた⁽⁴⁾。広惠倉、養濟院、安濟坊などの救済施設が宋代微

宗期を中心として設けられるようになった。

一方で、北宋の国都開封は、約七十万人の禁軍（家族を含む）が配置された一大消費都市であった⁽⁵⁾。よって多くの消費物資を必要とし、全国的な物流体制が整えられた⁽⁶⁾。そうした国家的物流の基点となる各都市においては、『清明上河図』に描かれているように、物流の downstream となる荷役や船牽き、また水夫などの労働力を大量に必要とした。そのために、それらの肉体労働は下層民たちの格好の職業となった。

このように見てゆけば、都市における下層民の数や都市市民階層構成中の割合、居住地域の特徴といった課題は、宋代都市社会、ひいては唐宋変革期における都市社会の変化を理解するうえで重要である。しかしながら、こうした課題は、史料状況もあってほとんど手が付けられていない。ただし、そのような状況の中でも高橋弘臣氏は臨安の下層民とその割合・分布等を論じている⁽⁷⁾が、それは首都の状況である⁽⁸⁾。その成果がどの程度にまで宋代都市一般に敷衍できるか、という問題がある。首都と一般的な地方都市との比較によって、高橋氏の成果を十分に活用できるように思う。

上記の課題を解決するために格好の史料が存在する。『開慶四明統志』巻八、賑濟の条である。そこには、南宋明州末期において賑濟対象となった下層民の四年間分の数字が具体的に残されている。たとえば、

寶祐四年十月、濟惠字號人戸。

東南廂

大人二千五百八十一口、毎口錢三貫文・米一斗

小兒一千二百四十口、毎口錢二貫文・米五升

東北廂

大人二千九十一口、毎口錢三貫文・米一斗

小兒八百二十一口、毎口錢二貫文・米五升……

という具合である。本史料はこれまでも紹介されたことがある⁽⁹⁾が、十分に史料が解読されたとは言い難い。たとえば下線部の「惠字号人戸」や「濟」の意味についてさほど注意されずに紹介されている。よって精緻に分析を進めることにより、従来では明らかにされなかった事実が浮かび上がってこよう。以下に当該史料にもとづいて作成した表を示しておく。

そして本稿では、この史料にもとづいて明州城都市市民の階層構成を概算したい。臨安との比較もあるが、鄉村社会との比較も視野に入れたい。宋代鄉村社会における階層構成については、つとに宮澤知之氏が明らかにされている。鄉村社会における階層構成の問題は、小経営農民の自立化過程の問題と直結する。であるので、都市社会の階層構成を明らかにすること、そのこと自体は、小経営自立と直接的には関係ないものの、その対比は無意義ではないと考える。

また、上記の史料でもわかるように、そこには明州城各廂の下層民賑濟者数が記されている。筆者はかつて宋代明州城の空間構成を考察したことがある⁽¹⁰⁾。その成果と重ね合わせること

で、都市下層民の階層差による都市空間内の分布状況とその特徴を解明することができる。以上の分析を通して、宋代都市社会の特質に迫ってみたい。

表1 南宋末明州賑濟人数表

	寶祐4年10月、濟 (恵字号人戸)			寶祐5年12月、濟 (恵字号人戸)			寶祐6年2月、濟糶 (敏字号人戸)			開慶元年4月、濟 (恵字号人戸)		
	大人 [3貫 1斗]	小人 [2貫 0.5斗]	小計	大人 [2貫 1斗]	小人 [1貫 0.5斗]	小計	大人 [2斗]	小人 [1斗]	小計	大人 [4貫 1斗]	小人 [3貫 0.5斗]	小計
東南	2581	1240	3821	2408	1207	3615	1529	630	2159	2260	1225	3485
東北	2091	821	2912	1346	1028	2374	1893	728	2621	2300	1028	3328
西南	3313	1518	4831	3966	2029	5995	2267	1004	3271	4097	1902	5999
西北	3137	1107	4244	2733	1476*1	4209	1072	356	1428	3232	977	4209
甬東	562	258	820	2178	740	2918	4073	1464	5537	978	538	1516
府西	643	338	981	597	326	923	1686	949	2635	644	489	1133
總計	17609			20034			17651*2			20439[19670]*3		

*1：もとは476口と記す。しかし小計を合計すると総計より1,000少なくなる。よって、西北廂の前後の年度を勘案して1,476口とする。

*2：史料の総計では17,650口とするが、小計を合計すると17,651口となる。

*3：史料の総計では20,439口とするが、小計を合計すると19,670口となる。

第1章 賑濟と下層民

さきに紹介した『開慶四明統志』巻八、賑濟の条の記事をより正確に把握するためには、その史料がまず「賑濟」に関するものである点を押さえておく必要がある。よってこの章では、南宋当時の賑濟方法を見ておきたい⁽¹¹⁾。

まず法令上の規定を確認しておく。災害が起こった場合には、『救荒活民書⁽¹²⁾』巻二に引用される淳熙令によると、

諸官私田災傷、夏田以四月、秋田以七月、水田以八月、聽經縣陳訴。

とあって、官私の田で麦などの夏田の場合は四月、粟などの秋田は七月、稲の水田は八月までに県へ「救訴災傷状」(陳訴状)を提出することとなっていた。その書式を示しておく、

救訴災傷状

某縣某鄉村姓名、今具本戸災傷於後。

一、戸内元管田若干頃畝、某都計夏秋税若干。

夏税某色若干。 秋税某色若干。(非已業田、依此別為開折。)

一、今種到夏或秋某色田若干頃。

計某色若干田、係旱傷損。(或損餘災傷處、隨状言之。)

某色若干田、苗色見存。(如全損、亦言災傷及見存田、並每段開折。)

右所訴田段、各立土埒牌子、如經差官檢量、却與今状不同、先甘虛妄之罪、後此額不詢。

謹狀。年月日姓名。（『救荒活民書』巻二）

とあって、所有する田土面積と両税額、および被災した田土面積と作物が現存した田土面積を自己申告するようになっている。

先に引用した淳熙令の後ろには、

諸受訴災傷狀、限當日量傷災多少、以元狀、差通判或幕職官〔本州缺官、即申轉運司差〕、州給籍用印、限一日起發、仍同令佐同詣田所、躬親先檢見存苗畝、次檢災傷田畝、具所詣田・所檢村及姓名・應放分數注籍、每五日一申州。

とあり、県は敕訴災傷状を受けると、通判か幕職官が令佐をともなって被災地に派遣され、現存する苗畝と被災した田畝を調査した。そしてその田土所有者と免税分数（被災の割合に応じた免税比率）を帳簿に記載した。なお免税分数は県を単位として取りまとめられた⁽¹³⁾。のちにその放税分数は榜示されるが、その放税分数が七分以上に及ぶ場合に賑濟が行われた。畢仲游『西臺集』巻一、「耀州理會賑濟奏狀」に引く元豊令に、

元豊令、災傷放税七分以上、賑濟。

とある。ただし時に分数の引き下げがなされて五分以上となる場合もあった⁽¹⁴⁾。被災して免税などの優遇措置が取られても生活に苦しむような被災者に対して、免税の次の段階として、食糧の貸し出しや低価格販売、また無償の支給が行われた。これが賑濟と呼ばれるものである。朱熹『晦庵集』別集巻七、「旅行許令人戸借貸官司米穀充種子佈種」には、

常平免役令、諸災傷計一縣放税七分以上、第四等以下戸乏種食者、雖舊有欠閣、不以月分、聽結保貸借米穀。

とあって、常平免役令では、放税七分以上の被災者で第四等以下の欠食戸は、税の優遇措置に加えて、米穀の貸借を許している。

しかしながら、以上見た免税措置は、敕訴災傷状の書式に明らかなように、有田者に対してのみ施行される。よって無田者や都市に住む住民などは、変わらず夏税・役銭が課され⁽¹⁵⁾、災害によって飢えに苦しむこととなった。そこで上記の朱熹の文章にもあるように、下層の欠食戸に対して食料を貸し与えるか、あるいは無償で支給するなどの必要が生じる。よって、知州事などの地方官僚は、放税措置を取るか取らないかにかかわらず、災害時に賑濟を行う場合があった。また災害の有無にかかわらず、都市の下層民には日銭を稼ぐことも難しい物乞いなども恒常的に多く、そうした都市下層民に対する徳政的施策として、賑濟がおこなわれる場合もあった。

では次に、賑濟の手順を見ておこう。賑濟が行われることになると、まず対象となる下層民を把握するために、保正や都正がすべての人戸の家族数および財産を調査した。これを「抄割」あるいは「排門抄割」といった⁽¹⁶⁾。そして財産状況に応じて、全人戸を3～5ランクに区分した。そしてそのランクに応じた賑濟が行われることになる。史料で確認しておこう。

戴栩（永嘉の人。嘉定元年進士登第）「論抄割人字地字格式割子」（『浣川集』巻四）によると、

竊視大府頒下抄割格式、釐為三等、有力自給之家、為天字號、不糶不濟。其次則地字者糶。人字者濟。彼有力自給之家、固為易見、若其以粗有田産・藝業者為地字、鰥寡孤獨癯老疾病貧乏不能自存者為人字。

とあって、大府寺が施行した「抄割格式」によると、まず人戸を三等に区分した。「有力自給之家」を「天」字号とし、賑糶や賑濟を行わない。その次の「粗や田産・藝業有る者」を「地」字号として賑糶を行う。最下層の「鰥・寡・孤・獨・癯老・疾病、貧乏にて自存能わざる者」を「人」字号として賑濟する、というものである。まず最下層の「人」字号に対しては無償支給の賑濟が行われ、その次のやや資産を持つ「地」字号層（戴栩は「中産之家」と言う）に対しては、低価（およそ市場価格の二分の一から三分の二⁽¹⁷⁾）で米穀を売り渡す賑糶が行われたことを指摘しておきたい。

これまで一口に下層民救済策を賑濟と言ってきたが、ここでその中身をより整理して区別しておきたい。米穀や錢の無償支給を「賑濟（狭義）」、低価格販売を「賑糶」とここで規定しておく。なお米穀の無利子の貸借は「賑貸」といった（主に中農層を対象とする）。そしてこれらを総称した下層民救済策をこれから「賑救」と呼ぶこととする。

上記の文章で戴栩が問題としていることは、大府寺施行の抄割が三区区分と粗いがために、定海県では、少しでも田産・藝業があれば、官吏がその人戸を「地」字号に入れてしまい、「貧乏之家」は賑糶されても賑濟されず、欠食に苦しんでいることであった。そこで戴栩は「地」字号人戸にも賑濟すべきと主張するのだが、このように全人戸を三区区分するのでは不十分であるためか、四区分・五区分する例も散見される。

黄榦の四区分による賑救法を見てみよう⁽¹⁸⁾。『勉齋先生黄文肅公文集』卷三一、「漢陽軍管下賑荒條件」によれば、

以各村人戸分爲四等。以能自食而又有餘粟、可備勸糶爲甲戸。以無可勸糶而能自食者爲乙戸。以不能自食而籍官中賑糶者爲丙戸。以官中雖有粟出糶而其人無錢可糶者爲丁戸。……
丁戸乃是鰥寡疾病不能自濟之家。

とし、漢陽軍下の各村人戸を四等分にしようとして、自活ができて食糧に余りがあり、官に売ることのできる者を「甲」戸とし、官に売ることできないが自活できる者を「乙」戸、自活できないが官から賑糶を受ける者を「丙」戸、官が賑糶しても購入する錢すら無い者を「丁」戸とした。このうち丁戸についてはまた「鰥・寡・疾病、自濟する能わざるの家」とも言っている。黄榦はさらに不正を防ぐために、管下の地図を出して、甲戸を黄色で、乙戸を紅色で、丙戸を黒色で、丁戸を白色で記入させている。

そして丙戸に対しては十一月より翌年三月まで毎月六斗、合計三碩を市価の半値で賑糶し、丁戸に対しては九月より三月まで家ごとに毎月三斗を賑濟した。

同じ四区分で非常に参考となる李珣賑救法を見てみたい。これは李珣が知州時代（慶元六年 [1200] ~ 嘉泰二年 [1202]⁽¹⁹⁾）に毗陵で、また丁卯の年（開禧三年 [1207]）に憲使（提点

刑獄司)として鄱陽で行ったものである。『救荒活民書』拾遺に引く李珣賑救法は以下のとおりである。

將災傷都分、作四等抄割。仁字係有産税物業之家。義字係中下戸、雖有産税、災傷實無所取之家。禮字係五等下戸及佃人之田、并薄有藝業而飢荒難於求趁之人。智字係孤寡貧弱疾廢乞丐之人。除仁字不係賑救、義字賑糶、禮字半濟半糶、智字全濟。並給歴計口如常法。まず災害のあった都内の人戸を抄割して四等に区分した。そのうち産税(税産)・物業のある家を「仁」字号とし、産税はあるが災害によって収入のない中下戸の家を「義」字号、五等下戸や佃戸、またわずかしが藝業なく飢えても他人に救いを求められない者を「禮」戸、孤・寡・貧弱・疾廢・乞丐(物乞い)の人を「智」字号とした。そして仁字号には賑救せず、義字号には賑糶、禮字号には半濟半糶、智字号には全濟(無償支給)を行うこととした。

この李珣賑救法もやはり全人戸を四区分して、その貧窮の度合いに応じて賑糶・半濟半糶・全濟を行っている点が注目されるが、またそれらのランクの人戸を「仁・義・礼・智」という孟子の説く仁政実践の四端⁽²⁰⁾で名づけていることも注意しておきたい。下層民に対する“ほどこし”は仁政実践のよきパフォーマンスでもあったのである。

このほか、区分の基準は不明だが、甲乙丙丁戊に五等区分した例として、嘉定八年(1215)に建康府・太平州・広徳軍で実施された賑救例も確認できる⁽²¹⁾。この場合は、さらに郷村と城市とに区別して賑救を行っている。

このように、抄割をおこなって等第区分したうえで、最下級ランクの人戸には賑濟(無償支給)が行われた。賑濟にあたっては、その対象者には「牌子(曆・歴子・関子・由等とも言う)」を配布し、一日につき、およそ大人一升・小兒半升を支給する。支給にあたっては「場」を設けて五日分をまとめて支給した。その牌子の様式について朱熹が書き記している(朱熹『晦庵集』別集卷十、公移)。

牌面印紙式

某縣某郷第 都人戸、五日一次赴場請賑濟米。

正月一日 六日 十一日 十六日 廿一日 廿六日

二月一日 六日 十一日 十六日 廿一日 廿六日

三月一日 六日 十一日 十六日 廿一日 廿六日

閏月一日 六日 十一日 十六日 廿一日 廿六日

使 押

というもので、おそらく正月一日に場に赴いて賑濟米を受け取ると、その日の箇所をチェックが入れられるのであろう。

一方で最低ランクの一つ上、主に賑糶をうける場合を見ておく。賑糶対象者にはやはり「曆頭」などと呼ばれるチケットが配布された。やはり朱熹がその様式を記している(同上)。

賑糶曆頭様

使軍 所給歴頭、即不得質當及借賣與不係今賑糶之人、如覺察得或外人陳告、其與者受者並定行斷罪。

今給曆付 縣 郷 都人戸

大人 口 小兒 口 每五日賚錢赴 収糶

如糶米、大人一升、小兒半升。

如糶穀、大人二升、小兒一升。 並五日并給、閏三月終止。

右給曆頭照會淳熙八年正月 日給 使 押

正月初一日 正月初六日 正月十一日

とある。冒頭で曆頭を質に入れたり、賑糶対象でない者へ転売・貸し出しを禁じているところから、そうした違法行為がむしろなされていたことを物語っている。こちらも五日ごとに銭を持参して米穀を購入し、終わればチケットにチェックが入れられたと見られる。

また朱熹は都市における賑糶対象者（賑濟対象者を含まない）の基準を書いているので、ここで示しておこう（朱熹『晦庵集』別集卷十、公移、審實糶濟約束）。

縣市

一、上等。有店業、日逐買賣營運興盛、及自有税産贍給、不合請給歴頭人戸若干。開具坊巷、逐戸姓名、大小口數。

一、中等。得過之家并公人等、合赴縣倉糶米人若干。開具坊巷・逐戸姓名、大小口數。

一、下等。貧乏小經紀人、及雖有些小店業、買賣不多、并極貧秀才、合請歴頭人戸若干。

開具坊巷、逐戸姓名、大小口數。

まず上等ランクは、商売が繁盛し、また税産もあって自給できるので、賑糶用の曆頭を請求してはならないとする。また中等ランクは衣食の足りた家や公人⁽²²⁾などで、県倉にて米を購入するから、賑糶対象にはならない。そして貧乏の小売業者や店業を持っていても商売が少ない者や極貧の秀才といった下等ランクが賑糶対象者で、歴頭を支給するようになっている。蛇足だが、この記事は賑糶に関するものであるから、賑濟対象となるような無産民などはランクに加えられていない。

以上、免税措置から賑救にいたるまでの手順を見てきたが、とりわけ賑救を行う際の抄割による人戸のランク分けが重要である。そしてもう一度整理しておく、ランク最下位層は「鰥寡孤獨癯老疾病貧乏不能自存者」「官中雖有粟出糶而其人無錢可糶者」「孤寡貧弱疾廢乞丐之人」などと称され、日銭すら満足になく自活できない者たちで、ゆえに無償支給の賑濟が行われた。またその一つ上のランクは、主に「粗有田産・藝業者」「不能自食而籍官中賑糶者」「中下戸、雖有産税、災傷實無所収之家」「貧乏小經紀人、及雖有些小店業、買賣不多、并極貧秀才」などと称され、官が低価格販売する米穀を購入することができるだけのほんのわずかな財産を持つ者たちで、賑糶対象とされたのである。

この事実を踏まえたうえで、くだんの『開慶四明統志』巻八、賑濟条を見てみよう。

表2 抄割比較表

戴栩 定海県		黄鞞 漢陽軍		李珪 毗陵・鄱陽		真德秀 太平州		廣德軍		吳潛 慶元府					
天	有力自給之家	不糶不濟	甲	能自食而又有餘粟 可備勸糶者 ／有稅產	不迎頼官司	仁	有産稅物業之家	不係賑救	甲			恭			
			乙						無可勸糶而能自食者 ／有營運			乙	寬		
地	租有田産・藝業者	糶	丙	不能自食而藉官中賑糶者	賑糶	義	雖有産稅，災傷實無 所収之家／中下戸	賑糶	丙	一七九九五戸	城市―賑糶 郷村―賑糶	一九七四一戸	城市―賑糶 郷村―賑糶	敏	濟糶
			礼			五等下戸・佃人之田 薄有藝業而飢荒難於求 趁之人	半濟半糶	丁	四七七〇九戸	城市―賑糶 郷村―賑糶	三二八二四戸	城市―賑糶 郷村―賑糶			
人	鰥寡孤獨癯老疾病貧乏不能自存者	濟	丁	官中雖粟出糶 而其人無錢可糶者 ／鰥寡・殘疾・不能自食之人	濟	智	孤寡貧弱疾廢乞丐之人	全濟	戊	一八〇〇戸	城市―全濟 郷村―全濟	二五〇八戸	城市―賑糶 郷村―賑糶	惠	濟

第2章 都市人口構成と下層民

当該史料は、沿海制置使として慶元府に赴任した呉潜が、着任早々の寶祐四年(1256)から開慶元年(1259)までの四年間にわたり慶元府城内でおこなった賑救に関するものである。年ごとに慶元府城の各廂において賑救した大人・小児数を具体的に記すので貴重な史料である。いまここにすべてを記すのは煩瑣であるので、注目したい点を書き出しておく。

寶祐四年九月、至鎮。十月、濟一萬七千六百九口。

……五年十二月、濟二萬三十四口。

……六年二月、濟糶一萬七千六百五十口。

……開慶元年四月、濟二萬四百三十九口。……

寶祐四年十月、濟惠字號人戸……

寶祐五年十二月、濟惠字號人戸……

寶祐六年二月、濟糶敏字號人戸……

開慶元年四月、濟惠字號人戸……

示した個所のうち、二重下線部をみると寶祐四年・五年・開慶元年については「濟」と記されるのに対して、寶祐五年については「濟糶」となっている。そしてここでは省略してしまったが(はじめに引用した史料を参照)、「濟」とする場合には大人・小児に対し米と錢を支給している。一方で「濟糶」の場合には米の一人当たりの額しか記されていない。よって、前章を踏まえるならば、本史料で「濟」とされるのは米・錢を支給する賑濟であり、「濟糶」とされるのは米の低価格販売である賑糶を指すと考えられる。

また一重下線部との関係でみると、「濟」されるのは「惠」字号人戸であり、「濟糶」されるのは「敏」字号人戸と区別されているのである。よって、本史料は惠字号人戸に対して賑濟し、敏字号人戸に対しては賑糶していたことが読み取れるだろう。そしてふたたび前章を思い返すと、賑濟を受けるのは、抄割され等第区分された最下位のランクであり、賑糶をうけるのはその次のランクであった。であるので、序列としては上から「敏」→「惠」(最下位)ということになる。

ここまでくると、『論語』陽貨第十七にある仁の実践の五つの徳目、恭・寛・信・敏・惠を思い起こしてもよいだろう。つまり呉潜は、賑救する際に、抄割をおこなって等第区分するのに五区分を用い、そしてそれぞれのランクを恭・寛・信・敏・惠で名づけて仁政を政治的にアピールしたのである。それは、呉潜の賑救が冬季間の数か月にわたって行われたわけではなく、年に一回のみした点からみても、政治家としての使命感よりは政治的パフォーマンス色が強い賑救なのであった。

それはともかく、敏字号人戸が賑糶をうけるランク、惠字号人戸が賑濟をうけるランクとすると、両者は下層民と言っても層次が異なるのであり、それぞれは別のものを指しているの

ある⁽²³⁾。従来の研究では両者を同等ランクの下層民とみなしてきたが、ここに訂正されねばならない。

では実際に慶元府で賑濟・賑糶された下層民の各ランクの中身（財産状況）はどのようなものであったか。残念ながら史料はそこまで語ってくれない。よって前章で見た結果をもって類推するしかない。ここでは前章で得られた結果をもとに、恵字号人戸を、自活できない老弱者、無資産の乞食・極貧、日雇い労働者などの無産下層民とする。その数はおおよそ20,000人である。一方で敏字号人戸を、糶米を買えるだけの僅かな財産を持った零細な商人・小売りや職人などの微産下層民とみなしておきたい。その数は17,500人程度である。もちろん、賑濟・賑糶の行われる「場」が多く都市内部に置かれることが多いため⁽²⁴⁾、これらの数に郷村などからの流入人口が含まれることを想定しておかねばならない。ましてや当時は淮水にモンゴルの踵の音が聞こえる時期であり、戦災を恐れて流入した人口も含まれると思われる。とはいえ、都市人口とはそもそも流動性が高いわけであるから、この数字をとりあえず当時の慶元府の下層民数とみなしておきたい。

この下層民数を利用して、当時の明州城（慶元府）の人口構成を計算してみよう。なお計算にあたってはあくまで概算であること、また基本的には城内の都市民数（ただし城外の甬東廂・府西廂を含む）を対象とすることを断っておく。

まず都市人口の中核である坊郭戸口から。『宝慶四明志』卷十三、鄞県・叙賦・戸口によると、坊郭戸数は、5,321戸・9283口と記されている。前稿でも指摘したように、坊郭戸とは職役賦課のために都市民を対象として作成された等第丁産簿（十等区分）に登録された戸であって、都市に住むすべての家庭を含むわけではなかった。人口規模の大きい大都市においては、無産下層民などは登録されない。一方で人口の少ない小規模都市では、職役に付ける人口を確保するために、無産下層民さえ登録することもあった⁽²⁵⁾。よって、一口に坊郭戸と言っても、都市の規模によって坊郭戸のなかに下層民を含まない場合もある。では、明州ではどうかというと、慶元府が置かれ、かつ州のランクが「望」であるところから、その坊郭戸には無産下層民を含まないと見られる。なお坊郭口も、職役に付けることのできる成丁以上（原則として、時に中男を含む場合もある）の男子数であり、子女は除かれている。

南宋期における坊郭戸の平均家族数は5人とされる⁽²⁶⁾。よって、ここでは坊郭戸とされた人数を坊郭戸5,321戸×5人として、26,605人、約26,000人とする。なお、さきほどの微産下層民である敏字号人戸が約17,500人であったが、この微産下層民は26,000人内に含まれると考えておく。

次に禁軍・廂軍などの軍戸について。当時の禁軍に所属する兵士は1,490人であった⁽²⁷⁾。禁軍兵士の平均家族数は5人とされる⁽²⁸⁾から、都合7,450人となる。一方で、廂軍は1,188人であった。廂軍のなかには剩員指揮（156人）や寧節指揮（52人）といった禁軍からの老病兵士の収容するものもあり、その場合家族を想定しにくいので、分けて計算する。すると、980

人×5人+208人となり、合計5,108人である。よって軍戸に付けられた総人数は7,450+5,108=12,558人となる。ここでは約12,500人としておこう。

次に都市民上層の戸口について。まず官戸などの官僚の戸口については、『宝慶四明志』によると、州の官職が約50、県が4つある。官僚の平均家族数は10人とされる⁽²⁹⁾から、合計して540人となる。現職のない官戸⁽³⁰⁾も想定しておき、ここでは約600人とする。

また吏職については、州の平均が350、県が100とされ⁽³¹⁾、吏員の平均家族数は5人とされる⁽³²⁾から、2,250人となる。こうした吏員がすべて都市内部で生活していたわけではないものの、先の朱熹のランクにあった公人などに見られるように、都市民の中核層を構成すると思われるから、この2,250人は坊郭戸人数に含まれると考えられる。

次に僧侶について。明州城内の寺院数は、火災による廃寺も含めて34ある。寺院の平均僧侶数は8人とされる⁽³³⁾から、272人となる。また寺院に奉公する童行の数は、福州の閩・候官県の事例で数えると、約僧侶3人につき1人である⁽³⁴⁾から、明州の童行数を約90人とする。よって、寺院の僧戸人数を約360人とする。

そしてこれらの最下層に無産下層民、約20,000人がひかえることになる。

以上の家族を含めた都市人口を整理すると、まず上層としての官戸600人、坊郭戸26,000人(吏員2,250人・微産下層民17,500人を含む)、軍戸12,500人、僧戸360人、最下層の無産下層民20,000人となり、合計59,460人、約60,000人程度という数字が出る。実際には、数多くの行商が往来したはずであり、それらを加えると60,000人を優に越えるだろう。この数字のなかには、行戸や道士などが含まれないが、それほど大勢に影響はないと考える。おおよその割合では、官戸1%・坊郭戸43.7%(うち14.3%は上・中層の戸。29.4%は微産下層民。坊郭戸内に占める微産下層民の割合は67%)・軍戸21%・無産下層民33.6%となる。

また都市民全体のうち、上・中層クラス(官戸+坊郭戸の上・中層)は約15.3%であり、賑耀・賑濟を必要とする下層民(微産・無産下層民)は約63%である。そうした下層民の家族構成は大人2人に対し小児1人の割合であり、家族人数は平均的に3人で構成されている。

明州城倚郭の県である鄞県の戸口数で見ると、宝慶年間の坊郭・鄉村戸総数は41,617戸、城外の鄉村戸が36,296戸(城内の坊郭戸が前述のとおり5,321戸)である⁽³⁵⁾。南宋期の両浙地域の鄉村戸の平均家族数は6人とされる⁽³⁶⁾から、鄉村の総人数はおよそ217,776人となる。よって鄞県のばあい、都市・鄉村あわせた総人口が約278,000人程度となり、総人口にしめる都市人口比は約21.3%となる⁽³⁷⁾。この数字は鄞県に住む都市民が全国平均と比べて平均的であることを示している。

この都市民60,000人と、そのうちの下層民が63%を占めるという数字を他の州で比較してみよう。先の黄榦が漢陽軍で行った賑救法の際の統計によると、およそ漢陽軍の城内に1,000戸(5,000人)、近郊(漢口を含む)に2,000戸(10,000人)、計3,000戸(15,000人)おり、そのうち1,000戸は自給可能であり、2,000戸は貧乏糴食の人であった⁽³⁸⁾。この2,000戸に対して賑

耀している。よって賑糶対象の微産下層民は約67%であり、明州城の割合に近似している。なお、漢陽軍下の二県（坊郭・鄉村含む）約20,000戸のうち、最下層の無産下層民（「丁」戸）は、約550戸しかおらず、約2.7%でしかない。よって、漢陽軍城内には、無産下層民は明州城に比べてほとんどいないと言えるだろう。

また北宋のことではあるが、紹聖の初め（1095-96）に知耀州であった畢仲游が行った賑救時の統計として、耀州7県の主客戸11,305戸・284,850口のうち、抄割の結果、「末等無營運闕食之人」が46,338戸・179,534口に上り、賑糶・賑濟対象となった（『西臺集』巻一、「耀州理會賑濟奏状」）。人口におけるその割合は約63%である。

先の明州の事例を含めて漢陽軍や耀州の割合を参考とすると、賑救を必要とする都市下層民はおよそ60%~70%を占めると思われる。なお臨安では賑救を必要とする下層民はおよそ25万人とされ、臨安人口60~70万に占める割合は、30%程度とされる⁽³⁹⁾。しかし国都たる臨安には、中央官僚や禁軍が他に比べて圧倒的に多いから、自然として割合が小さくなっているのである。

また次の表を見てみよう。これは先にも見た太平州・広徳軍賑救時の丙戸・丁戸・戊戸数である。

表3 太平州・広徳軍賑救人数表

	太平州3県	広徳軍2県
丙戸	17,995戸	19,741戸
丁戸	47,709戸	32,824戸
戊戸	1,800戸	2,508戸
総人数	415,071口	239,221口

「鰥寡孤獨癯老疾病貧乏不能自存者」に相当すると思われる戊戸数が、その上のランクの丙戸・丁戸に比べて極端に少ない。この状況はさきの漢陽軍の事例とも同じい。これは明州の恵字号人戸がその上の敏字号人戸と比べて近似するか或いはそれ以上であるのと対照的である。つまり、明州城都市民の最下層である無産下層民の数が極端に多いということである。そして純粋な「鰥寡孤獨癯老疾病」者が明州城都市民の33.6%を占めるのはあまりにも多すぎる。もちろん、その中に災害や戦災を逃れた流民が含まれるし、また呉潜の賑救が徳政的パフォーマンスであり、最下層民を広く拾っていることも勘定に入れておかねばならないが、おそらく圧倒的に多かったのは無産の貧乏人・労働者であつたらう。

ここで指摘しておきたいのは、漢陽軍や太平州・広徳軍とは違う明州城の特徴である。そこは国際貿易を控える港湾都市であり、国都臨安に連なる浙東運河の出発点でもある。よってここでは、荷役や牽挽など⁽⁴⁰⁾、海運・水運・物流を下支えする多量の労働力を必要としただろう。おそらく明州城は、それら労働力を日雇いする需要が多い結果として、無産下層民を多く抱えるという特徴を持っていたのではないだろうか。

北宋では、民間における丁男の日雇い労働の賃金は、1日につき4～50文、南宋ではおよそ30文とされる⁽⁴¹⁾。また、明州象山県の東北15里にある陳山渡では、そこから海を渡って奉化県東宿渡までを往復する連絡船が官によって用意され、その篙手20人には各人毎月常平錢1貫250文が支給された(『宝慶四明志』巻二一、象山県・渡津)。これは官雇となるが1人1日につき41.6文である。また明州城西門にあたる望京門の西二十里にある西渡には、管堰洪子18人に各人毎月和雇錢2貫が官より支払われていた。この場合だと、1人1日につき66文となる。概ね官による雇用は民間より高いが、明州近辺の相場がこれによって知れよう。

なお、南宋後期の両浙地域の米価は豊凶によって大きく変わるが、おおよそ1日の食事分である1升で30文前後である⁽⁴²⁾。となれば、日銭を得ても米代でほとんど消えることとなる。よって日銭を稼ぐ日雇い労働者などは、一つ10～25文の蒸餅や10～20文の小吃⁽⁴³⁾で腹を満たしたに違いない。それでも手元にほとんど稼ぎは残らなかっただろう。

では次にこのような微産下層民や無産下層民は都市内部にどのように分布していたらうか。章を改めたい。

第3章 都市における下層民の分布

以下の表は、表1より恵字号人戸分を取り出したものである。

表4 恵字号人戸表

	寶祐4年10月、濟 (恵字号人戸)			寶祐5年12月、濟 (恵字号人戸)			開慶元年4月、濟 (恵字号人戸)			総計
	大人	小人	小計	大人	小人	小計	大人	小人	小計	
東南	2581	1240	3821(22%)	2408	1207	3615(18%)	2260	1225	3485(18%)	19.3%
東北	2091	821	2912(16%)	1346	1028	2374(12%)	2300	1028	3328(17%)	15%
西南	3313	1518	4831(27%)	3966	2029	5995(30%)	4097	1902	5999(30%)	29%
西北	3137	1107	4244(24%)	2733	1476*	4209(21%)	3232	977	4209(21%)	22%
甬東	562	258	820(5%)	2178	740	2918(14%)	978	538	1516(8%)	9%
府西	643	338	981(6%)	597	326	923(5%)	644	489	1133(6%)	5.7%
総計	17609			20034			20439 [19670]			

都市民最下層である恵字号人戸が、城壁内の東南廂から城壁外の甬東・府西廂までの各廂に、どの程度分布しているかをパーセンテージで表記した。表を見ると、3年とも西南廂に占める割合が約30%と多い。また城内廂では東北廂が15%と一番低い。一方で城外の甬東廂9%・府西廂5.7%も城内の各廂に比べてより低いことがわかる。これは無産下層民が城外二廂よりも城内に多くいることを示している。また城内でも東北廂に少なく、西南廂に多い傾向にある。

ここでは城内廂に注目してみよう。前稿でも記したように、明州城の東北廂は繁華街を中核に持つ商業区域であった。またそこでは廂軍が集中して立地し、生活上の優遇措置が取られて

いた。そうしたにぎやかな商業区域には無産下層民が、城内各廂の中でもっとも少ない。一方で、月湖を湛える西南廂は、閑散としてさほど都市開発が行われず、高級官僚などの邸宅が並んでいたが、賑救の際に財産調査を行う抄割をした結果、無産下層民が最も多かったということになる。家さえ持つことも危ぶまれる無産下層民にとって繁華街などでは生活ができず、無産下層民はそこから離れて、かつ生活用水の確保できる月湖近辺に、わずかな財産もなく雨風をしのぐ程度のあばら家暮らしをしていたのではなかろうか。そして想像されるのは、そうした無産下層民居住区域を整理して、官僚の邸宅建造が進められたやもしれない。無産下層民は西南廂に集中していたと見られ、西南廂に下層民収容施設である養濟院や安濟坊が置かれているのも肯首される。

次に微産下層民である敏字号人戸について見てみよう。

表5 敏字号人戸表

	寶祐6年2月、濟羅 (敏字号人戸)			総計
	大人	小人	小計	
東南	1529	630	2159	12%
東北	1893	728	2621	15%
西南	2267	1004	3271	19%
西北	1072	356	1428	8%
甬東	4073	1464	5537	31%
府西	1686	949	2635	15%
総計	17651			

1年の統計しかないけれども、その特徴を見ると、城外廂の甬東廂の割合が他に比べて圧倒的に多い。甬東廂は、明州城の東壁のすぐ外側と、靈橋門から奉化江を渡った区域である。この区域に「粗有田産・藝業者」「貧乏小經紀人、及雖有些小店業、買賣不多」といった零細な商人・小売り・職人などを中心とする人々が多く居住していたことを示している。むしろ、城外の甬東廂の成立は、そうした微産下層民の定住化の進行によってなされたと思われる。『宝慶四明志』巻十二、鄞県、敍水には、

江東硯閘。縣東城外半里。淳祐二年、祕閣修撰陳塏守郡日、據士民白劄子、本府江東米行河舊有硯閘、隨時啓閉、内通東湖水脈、外障大江潮汛、沿河兩岸、各有古來石壩。四五十年以來、兩岸居民節次跨河造棚、汙穢壅塞、如溝渠然、水無所洩、氣息薰蒸、過者揜鼻。數内余家橋・夾家橋低塌河面、舟不可通。

とある。この史料によると、淳祐二年（1242）に江東米行河（靈橋門浮橋の東）の兩岸に居民が河を跨いであばら家を作ってしまう、河水が流れることができずに淀み、四五十年にわたって鼻を覆うほどの異臭を放っていた。これは下層民が明州城外に「浮棚之家」を構えてゆく様

を伝えている。結果的には、あばら家は排斥されるものの、この史料から城外居民が増加している様をうかがい知ることができる。

また同じく『宝慶四明志』巻十二、鄞県、鼓水に、

保豊硯。縣北城外半里。……明年(1242)、郡守陳塏講究水利、邦人具言、保豊興廢、關千里豐歉。……乃知故基爲硯、旁居民李・沈二家冒占、爲屋爲蔬畦。下其事於都廳、索兩家契據、原無所憑。但云、祖父以來、相承有此、具伏侵冒。于是親督壕寨、引繩度地、硯所不用者、捐以予之、且厚所犒。然此地、本樓店務所有、元非二家之物。

とあり、先の陳塏が北城外にあった保豊硯を調査すると、その場所には李・沈二家が不法に占拠して家屋と畑を作ってしまった。しかも土地の契約書もなく、もとは樓店務地であったという。李・沈家は祖父以来住んでいると語り、それが真実かは定かでなく、またその資産状況や階層についてはうかがい知れないが、少なくとも李・沈家のような者たちが城外に多く定住するようになっていたのである。そして先の敏字号人戸の比率を考えたとき、そうした城外の居住者は僅かな資産のみ保有する微産下層民が大半を占めたと思われるのである。

また敏字号人戸は西北廂に極端に少ない。西北廂は、商売地よりも子城や禁軍營・教場・州学など政治・礼教関係施設が多いのが特徴である。そうした地域に零細な商人や小売り業者が中心の微産下層民が少ないのも肯首されるのである。

最後に樓店務地と下層民との関係を見ておこう。

次の表は呉潜が寶祐六年(1258)以後に樓店務地を再調査した時の各廂の総地数と年納官錢(十八界会子)数である。

表6 樓店務地表

	総地	年納官錢	
東南廂	3053.566	1904.685	0.624貫/丈
東北廂	6180.463	3978.393	0.644貫/丈
西南廂	3727.973	2522.899	0.677貫/丈
西北廂	3751.1184	2262.880	0.603貫/丈
府西廂	2665.423	[1055.954]	[0.396貫/丈]
甬東廂	5086.058	[2014.100]	[0.396貫/丈]

このうち、府西廂と甬東廂の年納官錢と、1丈当たりにつき納める官錢0.396貫の額は、鄰郡の等則を参照しているので参照系でしかない。この表によると、商業区域に相応しく、東北廂における樓店務地が最大であり、かつ年納官錢数が最多である。しかし先に見たように、東北廂での無産下層民は少なかった。そもそも樓店務地第一等中則である開明坊の賃銭は日ごとに120銭であった⁽⁴⁴⁾から、日銭30文を稼ぐ程度では、等則の高い東北廂では到底家屋を租賃することはできない。よって東北廂の樓店務地利用が概ね無産下層民を対象にしたものではなかったことが了解される。

一方で、甬東廂の総地は東北廂に次いでいる。そして甬東廂に微産下層民が他廂に比して最大であることを考えると、甬東廂の樓店務地は微産下層民を対象にしたものと言えるのではなかろうか。政和年間の開徳府などでは、わずかな資産を持つ下層戸の裏道や路地などの家屋賃銭が1間3～5文であった⁽⁴⁵⁾。おそらく微産下層民はそれに類する賃銭の家屋に居住していただろう。

城外における下層民の定住化が進行し、それによって甬東廂などの城外廂を設置し、その後、官が樓店務地化を進めた数字が上表における府西廂・甬東廂の総地数と考えられるのである。

おわりに

以上、南宋期の明州城における階層構成と都市分布を考察した。『開慶四明統志』の賑濟史料を有効に活用するために、まず当時の賑救方法を確認した。そこで重要であったのは、賑救をおこなう準備として、全人戸の人数と財産状況の調査が行われる抄割である。そして賑救を均等におこなうために、抄割した人戸を財産の有無に応じて3～5等区分した。そのランクに応じて賑糶や賑濟がおこなわれた。

『開慶四明統志』の賑濟条に現れた敏字号人戸とは賑糶を必要とする微産下層民であり、おむね僅かな財産を持つ零細商人や小売業、職人などが中心であった。また恵字号人戸とは賑濟という無償支給を必要とする無産下層民であり、内実は老弱者や身体障害者・乞食などに加えて、資産を保有しない労働力のみあるような日雇い労働者などであった。そして日雇い労働者がその大半を占めたと考えられる。それは、明州城が国際貿易港であり、かつ運河の出発点であったという立地から、流通にかかわる大量の労働力を必要とし、そのことが彼らを吸引する要因となっていたと思われる。この点について史料上から論証することは難しいが、他の都市を含めて改めて論じてみたい。

また微産下層民・無産下層民の数を手掛かりに、明州城の都市階層構成の復元を試みた。概算が多いので一つの指標にしかならないが、以下のようであった。明州城の都市の人口数はおよそ60,000人を越える。そのうち都市の上・中層は全体の約15.3%、賑救を必要とする下層民が63%である。なお、当時の農業先進地帯の中間地帯である会稽県の郷村では、一～三等戸が7%以下、四等戸が43%以上、五等戸が50%以下、客戸が0.2%であった⁽⁴⁶⁾。この郷村の比率と比べるとき、当たり前かもしれないが、当時の都市には上・中層がより多く分布し、一方でぎりぎり自活できる微産下層民が29.4%と、都市の中核を構成していたことも了解される。唐宋変革による中産層の生成は、都市でも起こっていたのである。むしろ郷村より鮮明に顕在化したと考えられる。また無産下層民（労働者）の多量の出現（33.6%）も重視すべきと考える。

次に、前稿で明らかにした明州城の都市空間において、微産下層民・無産下層民の分布状況

を確認した。微産下層民よりも無産下層民のほうが城郭内に多くいた。また城内でも繁華な商業区域である東北廂には少なく、閑散とし居住区の展開がまだまだ不十分であった西南廂に多かった。生活用水の確保もあって月湖周辺に雨風をしのぐ程度の小屋暮らしをしていたと考えられる。一方で微産下層民はむしろ城外廂に多くいた。城外の水路上にあばら家などを建てて生活してその数を増やしていったと思われるが、そうした居住区の広がりによって、城外廂が設置され、やがて楼店務地化が図られたと思われる。つまり都市区域の城外への展開は、微産下層民たちの移住・増加が主要因であったと言えるだろう。

〔注〕

- (1) 梅原都「宋代の救済制度—都市の社会史によせて—」(中村賢二郎編『都市の社会史』ミネルヴァ書房、1983年)、梁庚堯「南宋城市的社会結構」(『宋代社会経済史論集(上冊)』允晨文化、1997年)、高橋弘臣「南宋臨安の下層民と都市行政」(愛媛大学『法文学論集』人文学科編21、2006年)などを参照。
- (2) 島居一康「宋代の逃棄田対策」(『宋代税政史研究』汲古書院、1993年)、山崎覚士「天聖令中の田令と均田制の閑」(『唐代史研究』11、2008年8月)
- (3) 伊藤正彦「「伝統社会」形成論—「近世化」論と「唐宋変革」」(『新しい歴史学のために』283、2013年10月)
- (4) 前掲梅原氏論文、伊原弘「宋代都市における社会救済事業—公共墓地出土の碑文を事例に—」(長谷部史彦編『中世環地中海圏都市の救済』慶応義塾大学出版会、2004年)
- (5) 久保田和男「都市人口数とその推移」(『宋代開封の研究』汲古書院、2007年)
- (6) 宮澤知之「中国専制国家の財政と物流—宋明の比較—」(『第1回中国史学国際会議研究報告集 中国の歴史世界—統合のシステムと多元的発展』(東京都立大学出版会、2002年)
- (7) 前掲高橋氏論文、および「南宋臨安城外における人口の増大と都市領域の拡大」(愛媛大学『法文学部論集』人文学科編23、2007年)
- (8) 首都論に関しては、久保田和男「都市史研究」(遠藤隆俊・平田茂樹・浅見洋二編『日本宋史研究の現状と課題—1980年代以降を中心に』(汲古書院、2010年)を参照。
- (9) たとえば前掲梅原氏論文。
- (10) 山崎覚士「宋代明州の都市空間と楼店務地(下)」(佛敎大学『歴史学部論集』4、2014年3月)
- (11) 賑濟方法の詳細については、楊宇助『先公庾後私家—宋朝賑災措置及其官民関係』(萬巻楼図書、2013年)、および李華瑞『宋代救荒史稿』天津古籍出版社、2013年)に述べられている。また南宋末撫州における救荒政策を論じたものに赤城隆治「宋末撫州救荒始末」(『中嶋敏先生古稀記念論集(下巻)』汲古書院、1981年)がある。
- (12) 『救荒活民書』については吉田寅「『救荒活民書』と宋代の救荒政策」(『青山博士古稀記念 宋代史論叢』省心書房、1974年)
- (13) 『救荒活民書』巻二に引く「檢覆災傷状」による。
- (14) たとえば『宋会要輯稿』食貨57-9、元豊七年六月一日条、同食貨68-80、淳熙八年正月十六日条など。
- (15) 『救荒活民書』巻二、減租条に「今州縣水旱十分去處、而夏稅役錢、未有減免之文、至于檢放、止及田租耳」とある。
- (16) 前掲楊氏著書「第四章 救荒抄割給曆」を参照。
- (17) 『救荒活民書』巻二、賑糶条。
- (18) 黄榦の賑救については斯波義信「漢陽軍—一二一三～四年の事例—」(『宋代江南經濟史の研究』(汲古書院、1988年)を参照。
- (19) 『咸淳毗陵志』巻八、国朝郡中。

- (20) 『孟子』公孫丑章句上。
- (21) 真徳秀『真西山文集』巻七、申尚書省乞再撥太平廣徳濟糶米。
- (22) いわゆる胥吏層で、衙前・專副・庫・秤・搦子・杖直・獄子・兵級の類を言い、吏人とは違い、より単純な労働職が中心であった。梅原郁「宋代胥吏制の概観」（『宋代官僚制度研究』、同朋舎、1985年）参照。
- (23) ただし、当該史料において寶祐六年のみ敏字号人戸に賑糶しており、この年に恵字号人戸に対し賑済が行われたかは定かではない。しかしながら、当該史料において各年の賑救にかかった支出総額を述べる個所では、賑糶分しか記さず、賑済が行われた痕跡はない。
- (24) 『宋会要輯稿』食貨57-18、紹興六年二月七日「右諫議大夫趙霈言…自來官中賑濟、多止在城郭、而不及鄉村」、同食貨57-19、紹興十年三月十九日「臣寮言、諸處糶米賑濟、只及城郭之内、而遠村小民、不沾實惠」など。
- (25) 山崎覚士「宋代都市の税と役」（『唐宋変革研究通説』4、2013年2月）
- (26) 程民生『宋代人口問題考察』（河南人民出版社、2013年）93頁。
- (27) 前掲山崎「宋代明州城の都市空間と樓店務地（下）」
- (28) 前掲程氏著書26頁。
- (29) 前掲程氏『宋代人口問題考察』26頁。
- (30) 梅原氏によると南宋後期の官戸は、①品官の家、②品官本人が亡くなったが子孫が恩蔭を持つ者、③宗室・内命婦の親族で陞朝官になった者、④進納授官、⑤保甲授官、⑥妻の家の戦死・もしくは遺表の恩沢で授官、⑦祇応勞あり・進頌採るべき者、⑧特旨及び非泛の補官に整理される。同「宋代の形勢と官戸」（『東方学報』60、1988年3月）。
- (31) 前掲梅原郁「宋代胥吏制の概観」
- (32) 大澤正昭「『五口の家』とその変容—家族規模と構成の変化」（『唐宋時代の家族・婚姻・女性—婦は強く』明石書店、2005年）の表より算出した。
- (33) 前掲程氏『宋代人口問題考察』23頁。
- (34) 『淳熙三山志』巻十、版籍類一、僧道。
- (35) 『宝慶四明志』巻十三、鄞県志、叙賦・戸口。
- (36) 前掲程氏『宋代人口問題考察』91頁。
- (37) なお斯波氏は鄞県の都市人口比率を14%としている（前掲『宋代商業史研究』331頁）が、既述のとおり鄞県の坊郭戸には無産下層民が含まれないので、坊郭戸数が都市人口すべてを表しているわけではない。むしろ無産下層民や軍人を含めたうえでの21.6%という数字は、斯波氏の指摘する州治所在県における人口比率が20%前後とするのに適合する。
- (38) 前掲斯波氏「漢陽軍—一二一三—四年の事例—」
- (39) 前掲高橋氏「南宋臨安の下層民と都市行政」
- (40) 都市における船夫や荷役などの運船業については斯波義信「運船業の経営構造」（前掲『宋代商業史研究』）を参照。
- (41) 程民生『宋代物価研究』（人民出版社、2008年）354頁。
- (42) 前掲程氏『宋代物価研究』141—147頁。
- (43) 前掲程氏『宋代物価研究』179—180頁。
- (44) 前掲山崎「宋代明州城の都市空間と樓店務地（下）」
- (45) 『宋会要輯稿』食貨4-11、方田。
- (46) 前掲宮澤氏論文。

（やまざき さとし 歴史学部）

2014年10月21日受理